

仙台高等専門学校いじめ防止基本方針

平成26年3月5日制定
平成27年12月2日改正

1. いじめ防止等のための基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであるとの認識のもと、どの学生にも起こり得る、どの学生も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止に全教職員が組織的に取り組むこととする。

(2) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

学生は、いついかなる理由があっても、いじめと認識される行為を行ってはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

学校は、いじめが行われず、全学生が安心して勉学等に取り組むことができるように関係者、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に組織的に取り組むとともに、いじめ行為があった場合もしくは疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努めるものとする。

(5) 組織的対応と検証体制

学校は、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対応等に当たるため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止に関する企画、対応に当たるとともに検証を行い、不
断の改善に努めるものとする。

2. いじめ防止等のための対策

(1) 防止措置

① 共通理解を図る措置

- ・校内研修（学生支援室、学生相談室）：いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点等について取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- ・学生向け講習会（学生支援室）：インターネットの利用、人権教育・人格向上、DV防止などの講習会を開催して、いじめとなる事例について理解する。
- ・全校集会、ホームルーム（校長、担任等）：校長や担任等が全校集会やホームルーム等

の機会を利用していじめ問題に触れ、いじめは許されないとの雰囲気醸成するとともに、いじめは加害者・被害者とも精神的・身体的に大きな苦痛が伴うことを理解させる。

- ・クラブ活動（クラブ顧問等）：クラブ顧問等がいじめ問題に触れ、未然防止と早期発見に努める。
- ・校内掲示（学生支援室、学生相談室）：いじめに該当する事例等を具体的に列挙して掲示する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・クラブ活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・PBL 教育やインターンシップを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・ストレスマネジメントの理解：いじめ加害の背景にストレスが関わっていることを踏まえ、学生相談室主催のストレスマネジメントの理解を図る研修を計画的に継続し、学生の指導等に生かせるようにする。
- ・障害の理解と支援体制の構築：障害について、適切に理解し指導するため、特別支援教育推進室を中心に、毎年個に応じた支援体制の構築を行うとともに、教員会議を通じて全教職員に周知を行う。また、障害に関する研修についても計画的に企画・実施する。
- ・担任としての知識と対処の伝承：学生と直接接する機会の多い担任に対し、教務企画室主催の担任研修を実施し、担任としてのノウハウの伝承といじめに関する知識と対処に関する研修を企画・実施する。

④ 自己有用感・自己肯定感の育成

- ・積極的な表彰制度の利用：学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、仙台高専としての表彰制度を積極的に活用する。
- ・地域貢献活動、学校間連携活動への積極的参加：学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるよう、駅での挨拶運動やマナーアップ運動、清掃活動等の他、地域の行事へのボランティア参加、地域の小・中学校との連携事情等に積極的に参加し、ホームページ等で広報する。

⑤ 学生の自主的取り組みの推進

- ・学生会、寮生会活動の支援：学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるようサポートする。
- ・学生会リーダーの研修と学生会による自主的取り組み：毎年開催される学生会リーダー研修のテーマにいじめ撲滅を取り上げ、討議させるとともに、それぞれの組織に戻ってフィードバックさせ、形として明示されるよう（いじめ撲滅宣言等）促す。

(2) 早期発見

① 早期発見の心得

- ・大人の目につきにくい時間や場所（特にインターネット関連）で行われたり、遊びやふ

ざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。

- ・担任及び教務企画室構成員、寮生支援室構成員をはじめ教員は、休学や退寮等の目に見える変化の他、長期欠席や行事不参加等の変化についても、いじめが原因であることを見逃さないよう留意する。
- ・教職員は、日頃から学生との信頼関係の構築に努めるとともに、学科会議や各種委員会活動、クラブ活動等において、教職員間相互が積極的に情報交換に努め、学生の置かれている状況を常に把握するよう努める。

② 早期発見のための措置

- ・定期的な調査：いじめ（兆候も含む）を含む問題を抱える学生を早期に発見するため、定期的な調査（形式については別個に検討）を行う。
- ・学生相談室等の相談体制の周知と連携：学生相談室（本校の相談室の他、高専機構の健康相談室も含む）をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。また、保健室等も活用しながら相談しやすい環境・体制を構築し、相互に連携しながら早期発見に努める。
- ・個人面談、保護者面談の活用：担任により個人面談や保護者面談を活用し、人間関係や悩みについて早期に把握するよう努める。

3. いじめ事案に対する対応

(1) 基本的考え方

- ・いじめを発見又は通報を受けた場合（疑い行為含む）は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害学生を守るとともに、状況把握に努め、教育的配慮のもとで被害学生及び加害学生を指導する。
- ・保護者への情報提供とともに協力を得て、必要に応じ関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

(2) 発見・通報時の対応

- ・発見や通報があった際の対応は、別紙フローチャートにより行い、全教職員間で共有する。

(3) 組織的対応

- ・学校としていじめを認知した後は「学生支援室」及び「教育・学生支援企画会議」で対応を行う。
- ・当事者学生からの事情聴取の際は、第三者を介在させる等、話しやすい雰囲気醸成に努め、可能な限り正確な状況の把握に努める。

(4) 被害学生及びその保護者への支援

① 事実関係の聴取

- ・教職員が複数で対応する。
- ・「被害学生にも過失がある」などのような、被害学生の精神的苦痛を増加させ、また被

害学生の保護者と対応に当たる教職員との信頼関係や教職員間の連携協力関係を崩す可能性のある不適切な認識や言動には細心の注意を払う。

- ・あくまで事実確認のみであり、原因究明ではないことに留意する。
- ・プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

- ・被害事実を把握した日に速やかに連絡する。
- ・安全確保と秘密厳守を伝え、不安除去に努める。
- ・適宜必要な情報を伝達および共有する。

③ 支援体制の構築

- ・被害学生の不安を除去したり、相談できる等、被害学生を支える体制を構築する。

④ 安全な環境の確保

- ・被害学生が安心して教育その他の活動を受けられるような環境を確保する。

⑤ 必要に応じた専門家や警察等外部機関との連携

- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等外部の機関と連携を図り対応する。

(5) 加害学生への指導と保護者への情報提供

① 事実関係の聴取

- ・複数で対応する。
- ・第三者を介在させ、話しやすい環境を整える。
- ・プライバシーに留意する。

② 保護者への連絡

- ・事実を把握した日に連絡する。
- ・事実と学校の対応についての理解と協力を依頼する。
- ・適宜必要な情報を伝達及び共有する。

③ 懲戒処分を検討を含む教育的配慮のもとでの指導

- ・教育上必要と認める場合は懲戒処分を検討する。
- ・十分な反省を求めるとともに弁明の機会を付与する。

④ 指導上の留意点

- ・いじめ行為に関し、加害学生側が充分悪質性を理解するよう努めるとともに深い反省を求め、今後健全な人間関係を育み、人間としての成長を促す働きかけを行う。

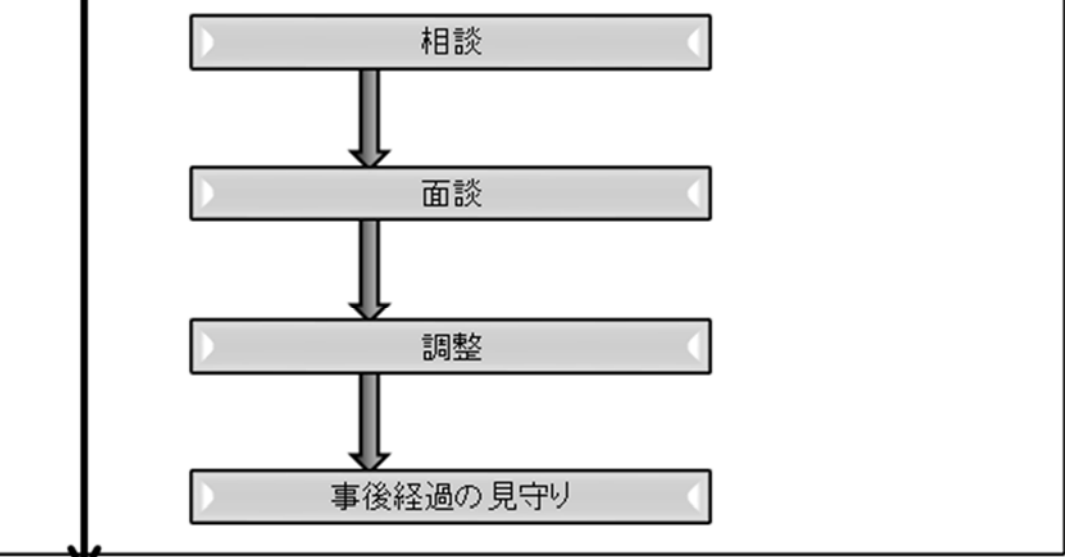
(6) 学生全体への働きかけ

- ・当事者間のみの問題とせず、いじめが起きた集団、学校全体の問題と捉え、機会を捉えて根絶の働きかけを行う。

(7) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置を取る。
- ・不適切な書き込み等を直ちに削除できない場合の扱いなど、必要に応じて、地方法務局や警察と連携し、適切な対応を取る。
- ・ネットモラル教育を継続し徹底させる。

初期対応



組織対応

